

救護班

活動シートA けが人への対応



- ✓ 避難者間で応急的な手当などを行います。
- ✓ 被災者管理班と協力し、救護の必要な避難者を把握し、対応します。

- ①呼びかけで、けが人、病人、妊婦など早急に対応が必要な方を把握します。

※いる場合は※

- 防災備蓄倉庫内の「救急箱」を活用し、応急手当を行います。

* 避難者の中に医療従事者がいないか確認し、いる場合は協力を要請します。

* けが人や体調不良者は、応急手当後も随時、状態を確認しましょう。

* 様式23「応急手当の方法」

- 対応が困難なけがや病気は、救急車の手配を行います。

* 「119」番通報を行います。避難所の施設名や住所、けが人や病人の様態を伝えてください。

- ②救急箱の中身を確認し、足りないものは、市災害対策支部へ要請します。

* 要請は情報広報班と連携して、[『情報広報班 活動シートA情報伝達ツールの確保』](#)により行います。

救護班

活動シートB 救護体制の確保



- ✓ 避難直後のけが人対応などが済んだら、救護体制を確保します。

～傷病者の把握と報告～

① 避難所の傷病者を把握します。

- * 被災者管理班と連携し、名簿の持病や薬の持参の有無を記載し、傷病者を把握します。
- * 避難者組長を通じて把握するなども行います。
→持病や薬の持参の有無などを「避難者名簿」に記入していない場合は、避難者名簿に記入してもらうように促します。
- * 特に対応困難な持病のある避難者は早急に把握します。

② 傷病者の情報は、市災害対策支部へ報告します。

- * 必要に応じて、医療機関への受入れや、医師の派遣、物資の支援などの対応について市災害対策支部へ要請します。
- * 要請は情報広報班と連携して、[『情報広報班 活動シートA情報伝達ツールの確保』](#)により行います。

③ 緊急時には、119番通報により救急車を手配します。

- * 事前に把握している持病や常用薬の情報は、通報時や救急隊に提供しましょう。

～医務室の設置、医療機関情報の収集など～

① 医務室を設け、救護体制を整えます。

- * 保健室など簡易な救護ができる部屋を準備します。
- * 医務室の対応では、医療従事者がいる場合は協力を要請します。
- * 救急箱の不足品や、必要な医薬品などがある場合は、市災害対策支部に要請します。

② 近隣の救護所や医療機関の診療状況を把握します。

- * 救護所が設置された場合や、近くの医療機関が再開した場合は、情報を収集し、医務室で処置できる範囲外の事態に備えます。
- * 仮設救護所の設置予定場所は次頁のとおりです。

③ 把握した情報は、避難所内で情報提供しましょう。

- * 提供は情報広報班と連携して、[『情報広報班 活動シートA各種情報の受発信』](#)により行います。

仮設救護所について

市では、状況により、次の場所に、軽症者の応急処置などを行う「仮設救護所」を設置することとしています。

設置場所	住所	電話
松井まちづくりセンター	上安松1286-1	2994-1222
富岡まちづくりセンター	北岩岡117-1	2942-3110
小手指まちづくりセンター（公民館）	北野南1-5-2	2948-1295
小手指まちづくりセンター（公民館分館）	小手指町4-22-2	2948-8780
山口まちづくりセンター	山口5004	2924-1224
吾妻まちづくりセンター	久米2229-1	2924-0117
柳瀬まちづくりセンター	城964-8	2944-2113
三ヶ島まちづくりセンター	三ヶ島5-1639-1	2948-1204
新所沢まちづくりセンター	緑町1-8-3	2924-2955
新所沢東まちづくりセンター	美原町1-2922-16	2943-0909
所沢まちづくりセンター	元町27-5	2926-9355
並木まちづくりセンター	並木8-3	2998-5911
その他災害対策本部長が特に必要と認めた場所		

※病院又は診療所が被災し、診療行為が不可能である医師等で医療救護班を編成し、仮設救護所で活動します。このため、発災後、すぐに救護所を設置できない場合があります。

～車中避難者への対応～

①巡回体制を構築します。

- * 校庭などに自家用車を駐車し、車中避難をしている方がいる場合があります。
- * 車中避難者の、エコノミークラス症候群や熱中症予防を呼びかける、状況を確認するための体制を構築します。

②巡回を行い、注意喚起などを行います。

- * 定期的に巡回を行い、エコノミークラス症候群や熱中症予防の注意喚起を行います。
- * 注意喚起は、チラシ配布や、情報広報班と連携し、放送設備などにより行います。

* 様式 27「エコノミークラス症候群の予防」

* 様式 28「熱中症の予防」

③具合が悪い方に対応します。

- * 具合が悪い方がいる場合は、119番通報など行います。

- 熱中症が疑われる方がいる場合は、応急処置として、「涼しい場所へ移動」「体を冷却する（衣服を脱がせ、皮膚に冷水をかけたり、うちわや扇風機などで扇ぐ、氷を首の両脇や脇の下にあてるなど）」「水分補給する（意識がはっきりしていない場合は、無理に飲ませることはしない）」などします。

救護班 活動シートC 要配慮者への対応



- ✓ 高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児など、災害時に支援が必要となる可能性の高い「要配慮者」には、特に留意して対応します。
- ✓ 他の班と連携し、情報伝達、物資や生活環境など、優先的な対応を実施します。

～避難スペースなどへの対応～

- ①避難者の障害・体力などを考慮し、環境の良い避難スペースを検討しましょう。

- * トイレに行きやすい場所やなるべく広いスペースを確保します。
- * 施設管理者と、教室などの利用についても協議します。

避難スペースへの配慮

- ✓ 車椅子利用者のための通路を設ける（通行可能な110センチを確保）
- ✓ 移動に困難がある人はスムーズに通路に出られるよう、居住スペースの外側（通路側）に配置
- ✓ 視覚障害者は自身の位置が把握しやすい壁際に配置。点字による掲示やトイレへの案内用のロープ設置等の工夫
- ✓ 聴覚障害者は文字（筆談）や光による伝達方法（例えば、呼び出しの際にランプを点滅させて知らせる等の工夫）
- ✓ 視覚・聴覚障害者は情報を入手しやすい場所（掲示板や避難所運営本部）の近くに配置

② 要配慮者用の備蓄物資を活用しましょう。

物資	活用方法
● 段ボールベッド	直接床に寝ることが困難な方用に設置
● ケアスロープ	車椅子利用者が避難所に出入りするために設置
● 筆談ボード、ホワイトボード、 聴覚障害者災害時援助用 バンダナ	聴覚障害者への情報伝達などを行う際に使用

* 各物資の説明は、次のページに記載しています。

* 必要に応じて、他の班とも連携しながら、要配慮者を支援しましょう。

③ 要配慮者をケアするための専門職員が必要な場合は、市災害対策支部に要請しましょう。

* 要請方法は、[『初動期 活動シートH 状況や開設の報告』](#)

段ボールベッド

- ✓ 説明書が同梱されており、工具等を使わずに、誰でも簡単に組み立てられます。
- ✓ 備蓄数量は各避難所 1 2 台です。

* 備蓄場所は、『[食料物資班 活動シートA備蓄物資の確認](#)』の避難所ごとに保管場所が異なる備蓄物資を確認してください。



ケアスロープ

- ✓ 車椅子利用者のための段差を解消するためのスロープです。
- ✓ 防災備蓄倉庫に保管しています。



《ケアスロープ導入避難所（令和3年度末時点）》

並木地区	若松小、中央中、生涯学習推進センター
所沢地区	所沢小
新所沢地区	清進小、向陽中
新所沢東地区	美原小、美原中
松井地区	牛沼小、東中
吾妻地区	南小、荒幡小
山口地区	山口小、上山口中、椿峰小
小手指地区	北中小、北野中、所沢西高校
三ヶ島地区	三ヶ島小、林小、宮前小、三ヶ島中、狭山ヶ丘中、芸術総合高校

※「既設のスロープが無い」「体育館への段差が大きい」など段差の状況を調査しながら順次、導入しています。

筆談ボード・聴覚障害者災害時援助用バンダナ

✓筆談ボードは小型のホワイトボードです。

✓バンダナ（右）は

◎「耳がきこえません」側を身に着ける

⇒手話・筆談などによるコミュニケーションが必要であることを周りの方に知らせることができます。

◎「手話ができます」側を身に着ける

⇒聴覚障害者の方が手話通訳者（支援者）を探す場合の目印になります。

◎「筆談ができます」側を身に着ける

⇒聴覚障害者の方が筆談ができる方を探す場合の目印になります。

✓ 防災備蓄倉庫に保管しています。



～外国人への対応～

- ①簡単な日本語でゆっくり話したり、外国語ができる方の協力を得て対応しましょう。

↓
* 通訳や外国語のできる人が避難所内にいないか確認し、協力を求めます。

- ②多言語での情報提供が必要な場合は、「災害多言語情報センター」を案内しましょう。

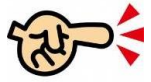
↓
* 大規模災害発生時に埼玉県国際課と埼玉県国際交流協会が協働で開設します。
* やさしい日本語と多言語での電話相談などを行います。

埼玉県国際交流協会 ☎048-833-2992

- ③文化や習慣に配慮します。

* 備蓄倉庫内のアルファ米で、禁忌品の有無を確認するなどします

* 宗教などにより食べられないものなどがある場合は、できる範囲で配慮します。



「やさしい日本語」

✓ やさしい日本語とは普通の日本語より簡単で、外国人に分かりやすいように配慮した日本語です。

「やさしい日本語」にするための主な規則

- ① 難しいことばを避け、簡単な語を使ってください。あいまいな表現は避けてください。
- ② 使用する漢字や、漢字の使用量に注意してください。漢字にルビ（ふりがな）を振ってください。
- ③ 文節で余白を空けて区切る、「分かち書き」にしてことばのまとまりを認識しやすくしてください。
- ④ 災害時によく使われる言葉、知っておいた方がよいと思われる言葉はそのまま使い、「やさしい日本語」による言い換えを添えてください。

避難所でよく使われる言葉を「やさしい日本語」にすると・・・

- ① 避難所 → 避難所（ひなんじょ） <みんなが 逃（に） げる ところ>
- ② 食事の配給 → 食べ物（たべもの）をもらうことができる
- ③ 給水 → 水（みず）を もらうことができる
- ④ 炊き出し → 炊き出し（たきだし） <温（あたた）かい食（た）べ物（もの）を作（つく）って配（くば）る>
- ⑤ 震度 → 地震（じしん）の大（おお）きさ ⑥ 余震 → 余震（よしん） <あとからくる地震（じしん）>
- ⑦ 避難 → 逃（に） げる ⑧ 被害亀裂のに入った壁 → 壊（こわ）れた 壁（かべ）
- ⑨ ライフライン → 電気（でんき） ガス 水道（すいどう）
- ⑩ ボランティア → ボランティア <手伝（てつだ）う人（ひと）>
- ⑪ デマ → うその話（はなし）
- ⑫ 土足厳禁 → 靴（くつ）を脱（ぬ）いでください

～要配慮者別の配慮事項～

★『様式24 要配慮者別の配慮事項』を確認してください。

要配慮者に必要な配慮は、一般の避難者同士でも必要な配慮である場合が多くなります。

⇒避難者の方それぞれが持つ特性を理解し、要配慮者を含む皆さんが避難所運営に参画しながら、お互いに配慮の心を持った避難所運営を目指しましょう。

救護班 活動シートD

福祉避難所等の対応



- ✓ 避難所での集団生活が困難な要配慮者への支援を行います。
- ✓ 避難所内での福祉避難室の確保や、福祉避難所等、より良い環境への移動について調整します。

□ ① 福祉避難室を確保します。

* 避難所施設の部屋（校舎内など）を、数人の要配慮者のみで利用する「福祉避難室」を確保します。

* 確保にあたっては、施設管理者や避難所の共有スペースなどを設定する総務班と連携します。

* 福祉避難室に入る方は、「大人数での居住スペースでの生活が困難な方」です。

→被災者管理班と連携し避難者名簿で把握するとともに、避難者組長による把握も行います。

* 福祉避難室確保後は、情報広報班と連携して避難者に周知します。



□ ② 福祉避難室での避難が困難な方の、福祉避難所への移動も検討します。

福祉避難所は二次避難所として、要配慮者など、避難所での生活が困難な方が避難する避難所です。 ※直接、福祉避難所には避難できません※

* 福祉避難所は高齢者施設・障害者施設などを指定しており、それらの施設では、被害の確認や入所者の安全確保などが行われるため、発災後即座に開設されるわけではありません。

*** 要配慮者の状態が悪く、福祉避難室などでの収容も難しい方は、「福祉避難所」への移動を、市の災害対策支部に要請します。福祉避難所の受入対象者は次のとおりです。**

- ◇全介護高齢者：寝たきり
- ◇重度認知症：常時生活介助が必要な高齢者
- ◇要介護高齢者：自立度の低い高齢者
- ◇重度肢体不自由：脳性麻痺、四肢麻痺、知的障害との重複障害等、四肢もしくは、下肢及び体幹に重度の障害（身体障害者手帳1・2級）のある者
- ◇知的障害者：療育手帳所持者
- ◇その他：避難所生活を続けることが困難な者、被災孤児

*** 福祉避難所となる施設は次頁のとおりです。**



福祉避難所となる施設

《市有施設》

	施設	住所
高齢者施設	うしめま荘	牛沼 5 4
	あづま荘	久米 2 2 6 3 - 1
	さやまがおか荘	若狭 4 - 2 4 7 8 - 4
	緑寿荘	緑町 3 - 1 6 - 7
	さくら荘	山口 3 5 6
	とめの里	中新井 5 4 7
	やなせ荘	南永井 6 2 5 - 6
	峰寿荘	宮本町 2 - 2 2 - 1 3
	みかじま荘	三ヶ島 3 - 1 4 4 0 - 1
	こてさし荘	北野 1 - 2 - 1 2
	とみおか荘	北岩岡 1 1 8 - 4
ところ荘	宮本町 1 - 2 - 3 5	
障害者施設	キャンバス	下富 6 5 3 - 5
	プロペラ	坂之下 6 7 3 - 1
	はばたき	北原町 9 2 4 - 3
	きぼうの園	北原町 9 3 7 - 1
	こあふる	三ヶ島 5 - 8 2 8 - 6

《災害時応援協定締結施設》

施設	住所
国立障害者リハビリテーションセンター	並木4-1
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 秩父学園	北原町860
埼玉県立所沢特別支援学校	中富南1-1802-7
助産院もりあね	下富612-10
社会福祉法人若狭会 特別養護老人ホーム 亀令園	東狭山ヶ丘4-2695-1
社会福祉法人若狭会 地域密着型介護老人福祉施設 平安の森	東狭山ヶ丘4-2678-1
社会福祉法人聖久会 特別養護老人ホーム 東所沢みどりの郷	坂之下941-3
社会福祉法人安心会 介護老人福祉施設 所沢やすらぎの里	東狭山ヶ丘5-928-1
社会福祉法人安心会 介護老人福祉施設 所沢かがやきの里	下新井1249-2
社会福祉法人健寿会 介護老人福祉施設 健寿園	北中2-301-1
社会福祉法人博寿会 特別養護老人ホーム 飛鳥野の里	神米金505-1
社会福祉法人博寿会 地域密着型特別養護老人ホーム 飛鳥野の森	神米金505-1
社会福祉法人栄光会 特別養護老人ホーム ロイヤルの園	北野3-1-18
社会福祉法人藤の実会 ところざわ学園	北原町932-1
社会福祉法人藤の実会 障害福祉サービス事業所 かがやき	北原町935-1
社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム 康寿園	東狭山ヶ丘6-2835-2
社会福祉法人桑の実会 介護老人保健施設 ケアステーション所沢	東狭山ヶ丘6-2823-13
社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム 本郷希望の丘	本郷266
社会医療法人入間川病院 介護老人保健施設 雪見野ケアセンター	下富1150-1